

屋外広告物条例第4条の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域又は場所の指定（昭和47年岩手県告示第790号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後																												
<p>1 条例第4条第1項第4号の規定により指定する地域</p> <p>(1) 次に掲げる文化財から500メートル以内の地域</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 願成就院宝塔（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在）</u></p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>コ [略]</p> <p>サ [略]</p> <p>シ [略]</p> <p>ス [略]</p> <p>セ [略]</p> <p>ソ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 条例第4条第1項第6号の規定により指定する地域</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる道路の全線及び当該道路に接続する地域で右欄に掲げる地域（ただし、盛岡市の区域にある道路並びに同表の左欄に掲げる道路から展望できない地域、人家連担区域（100メートルの禁止地域内のものに限る。）及び盛岡市の区域を除く。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">[略]</div> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる道路のうち中欄に掲げる区間の道路及び当該道路に接続する地域で、右欄に掲げるもの（ただし、盛岡市の区域にある道路並びに同表の左欄に掲げる道路から展望できない地域、人家連担区域（100メートルの禁止地域内のものに限る。）及び盛岡市の区域を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">接続する地域</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>一関市山目字大</td> <td><u>西磐井郡平泉町</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間		接続する地域	起 点	終 点	[略]				一般国道	一関市山目字大	<u>西磐井郡平泉町</u>	[略]	<p>1 条例第4条第1項第4号の規定により指定する地域</p> <p>(1) 次に掲げる文化財から500メートル以内の地域<u>（平泉町の区域を除く。）</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>コ [略]</p> <p>サ [略]</p> <p>シ [略]</p> <p>ス [略]</p> <p>セ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 条例第4条第1項第6号の規定により指定する地域</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる道路の全線及び当該道路に接続する地域で、<u>それぞれ同表の右欄に掲げる地域（盛岡市及び平泉町の区域にある道路並びに同表の左欄に掲げる道路から展望できない地域、人家連担区域（100メートルの禁止地域内のものに限る。）並びに盛岡市及び平泉町の区域を除く。）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">[略]</div> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる道路のうち、<u>それぞれ同表の中欄に掲げる区間の道路及び当該道路に接続する地域で、それぞれ同表の右欄に掲げるもの（盛岡市及び平泉町の区域にある道路並びに同表の左欄に掲げる道路から展望できない地域、人家連担区域（100メートルの禁止地域内のものに限る。）並びに盛岡市及び平泉町の区域を除く。）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">接続する地域</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>一関市山目字大</td> <td><u>一関市中里沢田</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間		接続する地域	起 点	終 点	[略]				一般国道	一関市山目字大	<u>一関市中里沢田</u>	[略]
路線名		区 間			接続する地域																								
	起 点	終 点																											
[略]																													
一般国道	一関市山目字大	<u>西磐井郡平泉町</u>	[略]																										
路線名	区 間		接続する地域																										
	起 点	終 点																											
[略]																													
一般国道	一関市山目字大	<u>一関市中里沢田</u>	[略]																										

4号	槻73番1地先(国 国道交差点)	平泉字樋渡9番 5地先 (太田川橋南詰)	
	西磐井郡平泉町 平泉字高田62番 1地先 (国国道交差点)	西磐井郡平泉町 平泉字森下118番 1地先 (国国道交差点)	両側500 m以内の 地域
	西磐井郡平泉町 平泉字樋渡9番 5地先 (太田川橋南詰)	西磐井郡平泉町 平泉字森下118番 1地先 (国国道交差点)	//
	西磐井郡平泉町 平泉字森下118番 1地先 (国国道交差点)	[略]	
[略]			
主要地方 道一関北 上線	西磐井郡平泉町 長島字砂子沢2 番3地先 (県県道交差点)	[略]	
[略]			
一般県道 長坂東稲 前沢線	西磐井郡平泉町 長島字月館54番 地2地先 (県県道交差点)	西磐井郡平泉町 平泉字瀬原100番 地3地先 (国県道交差点)	[略]
[略]			

(3) 県内の東北新幹線鉄道の敷地及びその両側500メートル以内の地域(ただし、盛岡市の区域にある敷地並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域(以下「商業地域」という。)、県内の東北新幹線鉄道の敷地から展望できない地域及び盛岡市の区域を除く。)並びに県内の東日本旅客鉄道株式会社、三陸鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の線路の敷地((4)に該当するものを除く。)並びにその両側100メートル以内の地域(ただし、盛岡市の区域にある敷地並びに商業地域、県内の東日本旅客鉄道株式会社、三陸鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の線路の敷地から展望できない地域、人家連担区域及び盛岡市の区域を除く。)

4号	槻73番1地先 (国国道交差点)	242番1地先 (市町境)	
	奥州市衣川区押 切8番7地先 (市町境)	奥州市衣川区瀬 原26番6地先 (市町境)	両側500 m以内の 地域
	奥州市前沢区字 照井館1番地144 地先 (市町境)	[略]	
	[略]	[略]	
[略]			
主要地方 道一関北 上線	奥州市前沢区生 母字柳沢19番地 1地先 (市町境)	[略]	
[略]			
一般県道 長坂東稲 前沢線	奥州市前沢区鶯 ノ木75番地1地 先 (箱石橋西詰)	奥州市前沢区字 沼尻165番地先 (市町境)	[略]
[略]			

(3) 県内の東北新幹線鉄道の敷地及びその両側500メートル以内の地域(盛岡市及び平泉町の区域にある敷地並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域(以下「商業地域」という。)、県内の東北新幹線鉄道の敷地から展望できない地域並びに盛岡市及び平泉町の区域を除く。)並びに県内の東日本旅客鉄道株式会社、三陸鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の線路の敷地((4)に該当するものを除く。)並びにその両側100メートル以内の地域(盛岡市及び平泉町の区域にある敷地並びに商業地域、県内の東日本旅客鉄道株式会社、三陸鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の線路の敷地から展望できない地域、人家連担区域並びに盛岡市及び平泉町の区域を除く。)

(4) 次の表の左欄に掲げる東日本旅客鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の線路のうち中欄に掲げる区間の線路の敷地及び当該敷地に接続する地域で、右欄に掲げるもの(ただし、盛岡市の区域にある敷地並びに同表の左欄に掲げる東日本旅客鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の線路のうち中欄に掲げる区間の線路の敷地から展望できない地域及び盛岡市の区域を除く。)

路線名	区 間		接続する 地域
	起 点	終 点	
東北本線	中屋敷踏切	[略]	
	[略]		
[略]			

3 条例第4条第1項第10号の規定により指定する地域

次に掲げる文化財から100メートル以内の地域

- (1) [略]
- (2) 中尊寺本坊表門(西磐井郡平泉町平泉字衣関所在)
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) 法泉院小前沢坊庫裡(西磐井郡平泉町平泉字衣関所在)
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]
- (23) [略]
- (24) [略]
- (25) [略]

(4) 次の表の左欄に掲げる東日本旅客鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の線路のうち、それぞれ同表の中欄に掲げる区間の線路の敷地及び当該敷地に接続する地域で、それぞれ同表の右欄に掲げるもの(盛岡市及び平泉町の区域にある敷地並びに同表の左欄に掲げる東日本旅客鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の線路のうち、それぞれ同表の中欄に掲げる区間の線路の敷地から展望できない地域並びに盛岡市及び平泉町の区域を除く。)

路線名	区 間		接続する 地域
	起 点	終 点	
東北本線	平泉町奥州市境	[略]	
	[略]		
[略]			

3 条例第4条第1項第10号の規定により指定する地域

次に掲げる文化財から100メートル以内の地域

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]
- (23) [略]

- (26) [略]
- (27) [略]
- (28) [略]
- (29) [略]
- (30) [略]
- (31) [略]
- (32) [略]

4 条例第4条第1項第11号の規定により指定する地域

- (1) 都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域内の1級河川及び2級河川の河川区域（ただし、盛岡市の区域を除く。）
- (2) 次に掲げるダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線から500メートル以内の地域（ただし、盛岡市の区域を除く。）
ア～ワ [略]
- (3) [略]

5 条例第4条第1項第14号の規定により指定する場所

- (1) 国家機関又は地方公共団体の建造物の存在する敷地（ただし、盛岡市の区域にあるものを除く。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の敷地（ただし、盛岡市の区域にあるものを除く。）
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する公立図書館の敷地（ただし、盛岡市の区域にあるものを除く。）
- (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条の規定により設置された公民館の敷地（ただし、盛岡市の区域にあるものを除く。）
- (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は美術館の敷地（ただし、盛岡市の区域にあるものを除く。）
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に該当する体育館又は公会堂の敷地（ただし、盛岡市の区域にあるものを除く。）
- (7) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、公立のもの敷地（ただし、盛岡市の区域にあるものを除く。）
- (8) 都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域内にある公衆便所、発電所又は変電所の敷地（ただし、盛岡市の区域にあるものを除く。）

- (24) [略]
- (25) [略]
- (26) [略]
- (27) [略]
- (28) [略]
- (29) [略]
- (30) [略]

4 条例第4条第1項第11号の規定により指定する地域

- (1) 都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域内の1級河川及び2級河川の河川区域（盛岡市及び平泉町の区域を除く。）
- (2) 次に掲げるダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線から500メートル以内の地域（盛岡市の区域を除く。）
ア～ワ [略]
- (3) [略]

5 条例第4条第1項第14号の規定により指定する場所

- (1) 国家機関又は地方公共団体の建造物の存在する敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する公立図書館の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条の規定により設置された公民館の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は美術館の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に該当する体育館又は公会堂の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (7) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、公立のもの敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (8) 都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域内にある公衆便所、発電所又は変電所の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）

備考 改正部分は、下線の部分である。